

U I ターン者の採用時に 入社支度金（引越費用等）を 支給された事業主様に 交付金を支給します

人材不足業種におけるU I ターン者からの人材確保をご支援します

交付金の
対象業種は
右のとおり
です

（詳しくは担当まで
ご確認ください）

建設業



大分類が建設業 ※1

※1 日本標準産業分類（平成25年10月改定）

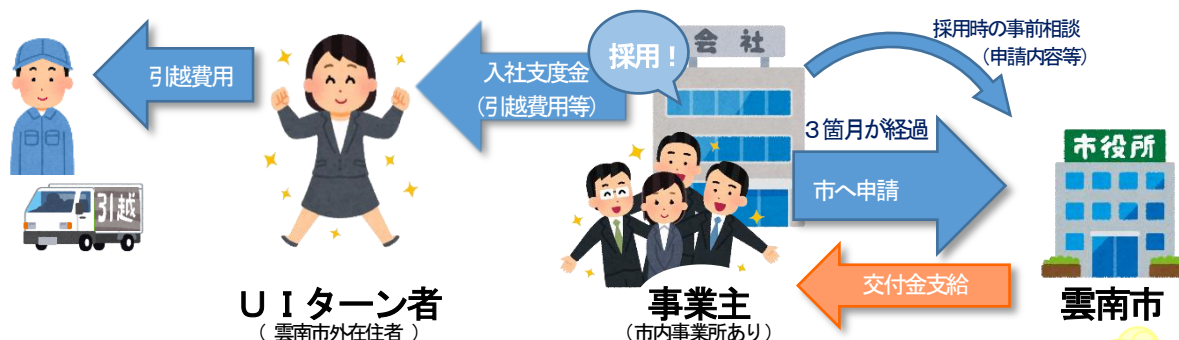
福祉・介護事業



小分類が児童福祉事業、老人福祉・
介護事業、障害者福祉事業 ※1

※2 雲南市産業振興条例施行規則第3条に定める対象業種

製造業
ソフト産業
宿泊業 ※2



交付金申請の条件

- 1) 市外からのU I ターン者を雇入れた事業主
(U I ターン者が、雇用決定又は内定した日以降に雲南市内に転入(住民票を有す)している。)
- 2) 3箇月以上勤務させた事業主
(雲南市内の事業所で3箇月以上業務に従事させ、申請時に正社員であること。)
- 3) 入社支度金等を支給した事業主

「入社支度金等」とは

事業主が雇用する者の転居に係る費用等^{※3}に対して支給する手当等のうち、**事業所内の規定^{※4}**に基づき支給するもの。

※3 荷物の運搬費用、運搬に要した車両のリース代・燃料費等、運搬に要した消耗品費、本人及び家族の移動旅費、一律の支度金、転居先の敷金・礼金等を想定

※4 従業員等採用規定、採用募集要項、求人票等を想定

事業主に支給される交付金の金額

◆交付金額：支給した入社支度金等の実費額

①U I ターン者1人あたり：上限10万円

②子育て世帯^{※5}の場合1世帯あたり：上限10万円加算

※5 夫婦いずれかが40歳未満である世帯、又は16歳未満の子どもがいる世帯

◆人数上限：1事業主において年3人

申請等に関して詳しい条件や手続きについては、雲南市HP掲載の要綱等をご覧ください。下記担当までお気軽にお問い合わせください。

担当

雲南市 商工振興課

TEL 0854-40-1052